

春日井市空き家等対策計画の 改定骨子案について

計画に定める事項（空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第2項）

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置、その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

骨子案

現行計画	改定計画	改定の視点等
第1章 計画策定の基本的事項 1 背景と趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画期間 4 対象とする空き家等の種類 5 対象とする地域	第1章 計画の基本的事項 1 背景と趣旨 2 対象とする空き家等 3 対象とする地域	・新規策定する住生活基本計画に一部統合する ・定める事項(1)(2)に該当
第2章 春日井市の現状 1 市の特性 ・位置 ・交通網 など 2 人口・世帯の状況 ・人口と高齢化率の推移 ・人口構成の推移 など 3 住宅等の状況 ・住宅数の推移 ・着工新築数の推移 など 4 空き家等の状況 ・空き家数の推移 ・苦情、相談件数 など 5 地域特性 ・高齢者単身世帯の分布 ・空き家候補の分布 など		・新規策定する住生活基本計画に統合する

現行計画	改定計画	改定の視点等
第3章 空き家等の実態調査 1 空き家等の流動状況 (1) 苦情があった戸建て (2) 高蔵寺ニュータウンの戸建て 2 所有者等の意向調査	第2章 空き家等の実態調査 1 空き家等の全軒調査結果 2 所有者等の意向調査 3 地域特性 4 課題	・ 空き家の分布や所有者の意向調査により、地域特性や課題等を確認する ・ 定める事項(3)に該当
第4章 空き家等対策の課題 1 人口や世帯状況 2 住宅や空き家の状況、地域特性 3 実態調査		・ 第2章に統合する
第5章 取組みの基本的方向性 1 めざす姿 2 基本方針と考え方 (1) 発生予防 (2) 適正管理 (3) 解体・流通・利活用 (4) 所有者による管理 (5) 地域との協働 (6) 関係機関との連携	第3章 取組みの基本的方向性 1 基本方針 ・ 発生予防 ・ 適正管理、除却 ・ 流通、利活用 2 考え方 ・ 所有者による管理責任 ・ 地域、住民の福祉 ・ 住環境の整備 ・ 地域コミュニティとの協働 ・ 関係団体との連携	・ 取組みに向けた基本的方向性を定める

現行計画	改定計画	改定の視点等
第5章 取組みの基本的方向性 3 基本施策 (1) 発生抑制 (2) 住環境の保全 (3) 建替え促進 (4) 流通促進 (5) 利活用 (6) 転入定住 4 数値目標 (1) 成果目標 (2) 取組み目標	第3章 取組みの基本的方向性 3 基本施策 ・ 発生の抑制 ・ 住環境の保全 ・ 流通、利活用の促進 ・ 定住の促進 4 数値目標	・ 定める事項(1)(4)(5)(6)(7)に該当
第6章 具体的取組み 1 相談体制の充実 2 周知・啓発 3 適正管理（市民対応） 4 特定空家等の対策 5 空き家等の解体・建替えの促進 6 空き家等の流通の促進 7 転入移住の促進 8 地域活性化の促進 9 空き家等の実態把握 10 共同住宅等の対策	第4章 具体的取組み ・ 総合的な相談体制の構築 ・ 周知啓発の充実 ・ 適正管理、除却の促進 ・ 特定空家等への対応 ・ 流通、利活用の促進 ・ 空き家等の実態把握 ・ 共同住宅等の対策 ・ 暮らしやすい住環境の整備 ・ 住教育機会の提供 ・ 居住支援体制の構築 など	・ 課題解決に向けた取組みを検討する ・ 福祉分野との連携を強化する ・ 定める事項(4)(5)(6)(7)に該当

現行計画	改定計画	改定の視点等
第7章 進行管理と推進体制 1 進行管理 2 推進体制 (1) 所有者等の協力 (2) 地域との連携 (3) 庁内連携 (4) 春日井市空き家等対策協議会 (5) 連携協定団体、各専門家団体等との連携	第5章 推進体制 1 推進体制 ・所有者等 ・地域コミュニティ ・庁内 ・春日井市空き家等対策協議会 ・関係団体 など	・定める事項(8)に該当